㊞

熊賃審発第１９号
令和８年10月28日

熊本労働局長
　　金谷　雅也　殿

熊本地方最低賃金審議会
会長　本田　悟士

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年９月18日付け熊労発基0922第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

㊥

別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　熊本県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
　(1) １８歳未満又は６５歳以上の者
　(2) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
　(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　　１，１３１円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　法定どおり